第2回 西山田留守家庭児童育成室 運営業務委託説明会 要旨

令和 2 年 10 月 11 日(日) 西山田小学校 多目的室

【出席者】 木戸:地域教育部長、道場:地域教育部次長

岡本:同参事、山下:同主幹、稲垣:同主査

【吹田市より配付資料の説明】

【質疑応答】

吹田市:説明が終わりましたので、質問に移りたいと思います。

前回の金曜日に御質問いただいたことで、お答えできていなかった部分について、先に質問を読ませていただき、それに回答してから、その後、本日出席していただいている保護者の方に御質問していただく流れにしたいと思います。よろしくお願いします。

1点目、災害対応について、市の直営と委託の方で統一されているのかということで質問がありました。2点目、仕様書について、市の基準よりも厳しい基準を守ることを確約しておくことができますか。例えで挙げられているのが、1室40人から35人、主任指導員を5年以上の実務経験とする。懇談会は、全体懇談会や個別懇談会の「や」ではなく、どちらも行うといった基準をもう少し上げたらどうかという御意見でした。3点目、資料2の共通仕様書2ページを御覧ください。6指導員の配置等で①指導員の配置の中には、担任の1名以上は放課後児童健全育成事業に2年以上従事したもの、または勤務経験を保育園等で2年以上有するもの、という記載がありますが、②主任指導員の3行目、なお主任指導員には有資格者または実務経験者を配置しなければならないとあるが、「または」では経験がない有資格者という形の配置も可能だと読み取れるので、「または」を「かつ」に替えてはどうか、という御質問3点いただいておりますので、これについて先にお答えさせていただきます。

吹田市:災害対応について、市で定めているものが共通事項としてあり、台風や地震につきましては、共通事項としております。ただ、個別の事案で育成室ごとに定めなければいけない安全マニュアルなど個別で育成室ごとに作成すべき内容のものもあると考えています。

市よりも厳しい基準を守ることを確約しておくことができますかという件ですが、個別に市の基準としては、児童数で言いますと受入れは1クラス40人、待機が出そうな場合は45人とさせていただいており、それを35人にしたらどうかという御提案でしたが、今の基準よりも児童数の受入人数の上限を下げますと、待機児童の状況や児童の申

込みの状況に合わせて、部屋の確保ができるかどうかといった課題もありますので、市 としては、現行を上回る基準を設けることは困難と考えております。

主任指導員の経験、懇談会等のことで、市の基準より高めてほしいという御意見ですが、懇談会等につきましては、これまでも基準は定めておらず、直営育成室でも保護者の希望に応じて開催させていただいています。仕様書の表現としてどうなるかわかりませんが、検討する必要があると思っています。市の基準を上回って運営することを確約するのは困難ではありますが、市と同等にできるように表現できるか検討します。

仕様書の中で、主任指導員の有資格「または」実務経験者、とありますが、今、はっきりお答えはできませんが、「かつ」に変更できたらと考えております。

吹田市:前回の質問についてお話をさせていただきました。会場に参加いただいている皆様からの御質問をいただきたいと思います。

保護者:他の学校のことや施設の民間委託をすることが初めてで、デメリット等を保護者会から聞いているとは思うのですが、これを見ているとどちら側のデメリットも環境の変化とかの負担全般で書かれていると思います。今まで民間委託したことで、環境の変化で起きた以外のデメリットが出た事例がないか知りたいのですが。委託する時にそのことについて判っていると、こんなことができるかなと親としても準備できますので、もしそれが今までの学校や育成室とかであれば、教えていただきたいと思います。

吹田市:運営方法を置き換えることを目的としているわけではありませんが、やはり環境の変化が大きいと思っています。直営育成室でもそうですが、指導員が異動や退職することもありますので、人が変わるとそれまでと同じ運営内容でも、やはり去年までと違うというようなお声を保護者の方からいただくことがあります。そういった意味では、大勢の人数が入れ替わるというところで、大きく変わることはあるかと思います。ただ、変わることを大きなデメリットとして前提にしているわけではなく、職員が替わることに付随して、変化することもあるかと思いますので、それについては個別具体的な問題だと考えております。

保護者:今、質問いただいた話で、デメリットの話が出て、環境の変化、人が全て入れ替わるという、前回の金曜も出席させていただいていましたが、山田第五小学校の状況は、やはりかなりつらい状況だったことをお聞きしました。それがデメリットの部分で大きなウエイトを占めるのではないかと思っています。我々保護者としては、民営委託するときに、どんな法人が受けてくださるか分からないという部分での不安が当然あり、環境が変わる、経営者が替わるデメリットを補えるような、何か良い部分というのを作っていただけないかと思います。具体的に、いただいている資料1で今までの委託の経過で挙げられている他の育成室というのは、見た感じでは明らかにニュータウンあたりの育成室が多く、非常に偏っている状況もあると思います。昨年、委託をされたときに、3校候補があったものの結局1校しか民間委託されていないというのもお聞きしています。結局、みんなが欲しがる民間委託ではなくなってしまっているのではないか

と思います。民間委託すれば魅力があるというのなら、他の育成室もむしろうちも民間 委託してほしいという話になるとは思うのですが、これまでの経過を聞き、実際してい る民間委託を見ていると、やっぱり避けたいという話になります。その魅力をどうやっ てつけるかという話を聞けたら、何とか追加していただきたいと思います。資料2のと ころで気になったのが、4ページの上の行のところで、保護者を対象にした学級懇談会 を各1回以上開催し、というふうに言われているところで、前回の説明の時に回数が減 りますよ、それでも年に4、5回は開催しますけど、今までの月に1回という縛りはな くなりますというところがすごく気になります。時間が延長することもそうですが、学 級懇談会が減ることについても、保護者が助かるという部分で何かアピールされている ようで、子供がこれで助かるのかということが抜けているのではないかと感じます。特 に民間に委託されて保護者としては不安な状況の中、その学級懇談会の回数が減らされ ることが、市の姿勢としてちょっとおかしいのではないのかと感じています。結局、 我々は民間委託され、どうなるかという不安な状況が解消されません。もう一つ思って いるのが、人材確保とともに人材育成ということを資料1の下から8行目ぐらいのとこ ろにありますが、人材育成のところをどうされようとしているのかよく解らない。市の 行う研修にできるだけ積極的に参加してほしいというような書かれ方ですけれども、事 業主体が市であれば、もっと積極的にその人材育成について検討していただけないかと いうことを思っています。具体的に、事前に金曜日に資料をいただいていましたので、 6 つあるのですがお伝えしたい。

1点目、資料2の1ページ目の児童の定員のところ、それから10行目ぐらいでしょう か、前回の質問で35人になりませんかという話でありましたけども、そうなれば我々 としては安心を持てる部分なので、積極的にお考えいただければと思うのですが、40人 というところで守っていただけないか。そのあとの、ただし待機児童が生じる場合は1 室 45 人まで児童を受け入れるという文言を削除していただけないかと思います。あく まで民間委託して、人材を確保することが目的なのであれば、そこでの民間としての逃 げを持たせることが我々としてのデメリットなので、定員を40人のところで留めてい ただけると嬉しいと思います。それと、その下の入室申請児童数に対応し、というとこ ろで、検討することがあるというふうに書かれているのですが、入室児童申請数に対応 するということで書かれているので、きちんと対応してほしいのですけど、そのあとの 「検討することがある」というところにちゃんと対応できるか心配です。市の事業とし てはすごく規模が大きく、その中での人材の割り当てだと思うので、多少のことは対応 できると思うのですが、少し規模が小さい民間がもし受けられたとしたならば、その変 動した時に対応できるのかというのがすごく心配です。書き方として、最後の末尾のと ころですが、育成室数が変動することがあることについても対応すること、という風に していただけないでしょうか。

2点目、同じく資料2の2ページ目のところで、指導員の配置等で、ちょうど真ん中

あたりの(3) その他で、指導に対する研修を適切に実施し、市が主催する研修会についても積極的に活用すること、ということではなくて、私から申し上げたいのは、実施し、の後に「人材育成に努めるとともに」という文言を入れていただきたい。あと、市が主催する研修会については、積極的じゃなく、研修会に参加することというあり方をお願いできないかなというふう思います。

3点目、資料2の4ページ目で、これは保護者の中には学級懇談会の一番上のところですが、出るのがつらい方もおられるとは思いますが、それは保護者のほうで調整すればいいことで、やはり委託の仕様書としては、「各学期1回以上開催して」ではなく、「月1回以上開催し」、「月1回程度開催し」でも構いませんが、現状と同等以上の学級懇談会を前提とした上で、保護者からの要望で減らしたいということであれば、保護者のほうで減らせばよいと思います。民間業者に委託する上では、むしろ少し厳しめに書いていただきたいと思います。

同じく6ページの13の現地検査ということで、市の方が巡回するという話をいただ いたのですが、その中で感じたのは、巡回して問題があれば対処しますということにと どまっていて、人材育成にあまり関与されようとしていないように感じました。スー パーバイザーの方が巡回されるのであれば、人材育成のところについても指導を行って いただきたいと思います。13(1)の1行目、「必要に応じて現地調査を行う」、その あとに追加で、「ともに人材育成のための指導を行うことができるものとする」という ように、もう少し人材育成の部分について関与していただけないかと思います。特に民 間の場合ですと、他の育成室を選べるという選択肢が保護者の方にあれば、民間側とし てもその保護者にちゃんと向き合って良くしていこうというふうに考えると思います。 今回のように、学校に付属する育成室で民間委託すると、我々としてもほぼ選ぶ余地が ない中で運営していただくので、民間の方は気が緩むといいますか、1年目はちゃんと やって、2年目、3年目には、これで何とかなるというラインを引かれ、自ら切磋琢磨 するということが減ってしまうのが困るので、そういう形での市の関与をお願いできな いでしょうか。実際、2年生の子供を預かっていただいていますが、上に高校生の子供 がおり、子育てしながら気づかされることも多く、あまり我々の意見に基づいて、それ にならってやりましたからって言われるのはつらくて、むしろ市の方で我々が足りない ところを補いながら、こうした方が子供のためによいということを言っていただけるよ うな形を、実際、育成室を上の子の時も経験していますが、民間委託されたとしても、 そういう部分を失ってほしくないなというふうに思っています。

最後ですが、資料3の評価基準のところでも、6ページの下段のところですが、職員の質の向上に努めているかというところで、やはり市主催の研修に積極的に参加する姿勢がみられるかという書かれ方ですが、私からの提案として、最初の「職員の質の向上に努めているか」というところを、「職員の質の向上に努め、努めるための具体的方策を有しているか」というところをチェックしていただきたいと思います。書き方とし

て、「職員の質の向上に努めているか」ではなくて、「職員の質の向上に努めるため、努めるための具体的方策を有している」としてもらいたい。右の「審査の視点」のところでは具体的な内容ですが、最初に「法人内での研修」と書かれるのではなく、最初に市主催の研修に参加する姿勢や、法人内部での研修など具体的方策を有しているかということで、より高いレベルでの研修、人材育成というのをお願いできないかと思っています。我々保護者が民間委託になることに対するリスクを持っていることを、何とかなくそうと、それをカバーしようということでの姿勢ばかりで、どうしてもマイナス思考の話ばっかりになってしまいます。このマイナスを補うようなプラスを何とか我々に感じさせてほしい、そういう積極的な姿勢で我々にアピールしていただきたいと思いました。

吹田市:御質問の去年3育成室が候補に挙がったけれども、1校しか委託していないという件につきまして、応募する法人が無かったわけではありませんが、採点を行い、その中で市から見てもしっかりやっていける水準に達しているか不安があるということで、基準に満たなかったため1室のみ委託いたしました。市としましては、委託を前提とし、どこでもいいから委託しようということではなく、その法人が運営できるという判断を附属機関がされた場合に委託するということになります。強制的に進めていくことはないということを御理解いただきたいと思います。

保護者: 意見に対する回答については、持ち帰りでもよいですか。この一文一文を答えて もらう、前向きに考えていただけると。他にお話ししたい方もいらっしゃると思います ので。

吹田市:今、いただいた御提案、御要望につきましては、非常に貴重な御意見として伺いました。ただ、仕様書の変更は内部で協議し、少しお時間いただいて、回答する際も確実な答えとは言えない部分もあるかもしれませんが、2回目の説明会等そういったところでの回答でよろしいでしょうか。

保護者: 2回目の説明会の時に、仕様書はこれで確定です、という形であれば構いません。仕様書の公表、確定がいつなのか、その前に私たちが見られるのか。

吹田市:本日は、幅広く御意見をお聞きしたいと思いますので、その辺は相談させていた だきたいと思います。

保護者:上の子が入学したとき、学校に行くと友達がいなくて、本当に行けなかった時、 学童の先生に支えていただいて、学童があったので来られたという経験があります。私 の中で学童というのは子供を受け止めてくださる、すごく暖かい場所だと思っているの で、業務委託するとしても、確実にしていただける信頼のある業者でないと、子供を通 わせたくないという思いが強くあり、改善を求めたいと思っています。

まず1点目、コロナ禍で子供たちに不安が広がっていて、不安で来たくないという子もいる中、どのように引継ぎができるかも見えない。保護者説明会でさえ普段よりも遅れているのに、本当に今年度、委託をしなければならないとお考えなのか。もう少し時

間をかけて、来年度へ延期するのが無理なのかというところが未だに疑問です。

2点目、この業者の選定の2ページ目の委託方法のところですが、最初に説明いただいた資料1の主な要件のところとしては、青少年の方という、学習塾をされているとか、山五育成室もそうだったと思いますが、子供を見たことがあるからというだけで、その業者を大丈夫だと判断をされることがすごく不安で、保育という経験がないと絶対嫌だと思っています。やはり、個別塾みたいなところで数時間学習を教えるのと、長期にわたって夏休み1日子供を見るというのは全く別の事業であって、学校の先生と保育の先生も違うと私は考えているので、小学校の先生がすぐ学童の先生になることもできないと思っています。保育経験があるもののみに事業者を絞っていただかないと預けたくないと思っています。

3点目、仕様書の中の契約解除について、「継続が適当でないと市が認めたとき」と書いてあるのですが、どの判断で継続できないという風に判断されるのか、保護者が不良として市に挙げた時点で解除に動いていただけるのか、それとも一定数何か議会に働きかけるとか、署名が何筆いるとか、そういった定義があるのかとか、何かあったときにすぐに解除できないという不安はあります。

4点目、事業選定の項目、資料3のところです。一次審査、二次審査ともに3番に運営方針がありますが、1年間の取組内容の計画を必ず事業者にさせていただき、これは保護者説明会でも出る流れにしてもらいたいです。子供が育成室に来たあと、こんなタイムスケジュールで進めます、1年間の中でこういった取組を確実に行いますというものを、ここに入れ込んでいただいて、それを納得した上で委託をしていただきたいのですが。

5点目、審査の項目の11ページ8、職員体制のところです。山五育成室で来るはずだった指導員が来なかったとか、指導の体制がうまくいかなかったと聞いています。実際の指導員体制を二次審査の時点で明確に書いていただいて、主任指導員は何年経験がある、こういう者が来ます、各教室の学級担任は何年実務経験がある、こういう者です、名前はいらないので、そこまで体制をきっちり組んでいただいて、それも説明会に出していただきたいです。こちらとしては、そこまできちんと計画を詰めている業者でないと、とりあえずお金はもらった、3月に頑張って考えようという業者では、子供を人質に取られるような気持ちなので、やはりそこを改善していただきたいと思います。

吹田市:まずコロナ禍ということで、十分警戒をしなければいけませんが、現時点では待機児童が出ることが予想されますので、委託を進めたいと思っております。ただ、スケジュールの延長につきましては、今後の児童数を含めて判断していくことと、引継期間は20日以上かつ80時間以上としていますが、引継ぎが不十分では困るので、その場合は市の指導員が残って一緒にアドバイスをしていくなど4月以降も引継ぎを延長していきたいと検討しております。

吹田市:東佐井寺や一昨日の西山田育成室でもいろんな御意見を頂戴しましたが、我々と

いたしましても、通常でも指導員が全員替わるということ、またコロナ禍ということで 出席できなかった保護者の方もいらっしゃいます。切実なお声をいただきまして、一昨 日も説明させていただきましたが、今回の委託については、来年度、最大1年間のス タッフの配置を検討させていただいております。委託の時期につきましては、職員採用 のタイミングとして直営でも民間でも4月が最も採用確保しやすい時期ということもあ りますので、基本的には4月の委託を目指して計画は進めてまいります。特殊な状況下 ですので、その後の引継ぎの仕方や体制につきましても、特別何らかの対応を検討して いきますので御理解いただきたいと思います。

吹田市:対象事業者について、学習塾をやっていただけでは不安だという御意見をいただきましたが、学習塾が前提ではなく学校法人を含めているということで、教育の分野に係る事業の運営実績がある法人を対象にしております。応募対象を広く設定し、事業者を募集して選定委員会で可否を判断するという方法、また、応募対象事業者を限定し、よい事業者が応募される可能性を狭めてしまう、対象を拡大すべきという御意見もいただいて、現在、このような形になった経緯がございますが、いただいた御意見は精査していきたいと思っております。

3点目の御質問の契約解除につきましては、個別具体的な基準は設定しておりませんが、山五育成室が解除に至った経緯としては、市が一方的に解除するのではなく、十分な要件が整っていないと市が判断する場合には、保護者会とも相談しながら、タイミングについて決めさせていただいていたこともあります。保護者が言ったから即ち解除はできないですけれども、保護者会と相談しながら、御意見をお聞きしながら判断していきたいと考えております。実際、山五育成室の法人について、過半数以上は解除を求めていらっしゃいましたが、解除しないでほしいと言いに来られた保護者の方もいらっしゃいました。双方の御意見を参考とさせていただき、相談しながら判断していくということになると思います。

4点目について、プレゼンの中ではどのような保育をしていくかということで、1日の保育の流れや年間スケジュールの計画を出していただくことは可能だと思います。ただ、引継ぎを終えていない段階で、個別の育成室で行っている行事等について直接指導員から引継ぎを受け、その内容を受託事業者が委託後に反映させますと、プレゼン時とは異なる内容になるといったことが起こり、それ自体がよいのかどうか判断が難しいですが、逆にプレゼン時の内容に縛られることによって生じる問題も起こり得ることが考えられますので、表記の仕方は検討したいと思っております。

5点目の指導員体制について、実際、主任指導員がプレゼン時にすでに参加されていることは多いです。すべての体制を整えてからプレゼンに参加されるというところは少ないですが、全く体制を考えずにプレゼンに参加される法人はいらっしゃいませんでした。組織が大きければ人事異動もありますので、指定することは困難かと思いますが、候補は何名かいるということはおっしゃっていました。実際、主任指導員がプレゼンを

されますと、具体的な保育内容が確認できますので、評価の点数が高くなる傾向があります。

保護者:小学2年生の子供がおります。資料2の13委託したところの現地検査・運営の検証、改善等を行うということですが、現地調査に対してスーパーバイザーが調査に行くとお聞きしました。保護者会からの質問に対する10月7日の質問12の回答で、担当職員やスーパーバイザーの方が状況確認に行かれるということが書いてあります。時期や回数に明確な決まりはなく、初年度と2年度については異なるということは解るのですが、スーパーバイザーの方はどのような方なのか決まっているのですか。その確認された結果については、市のホームページでの開示、保護者会を通じて内容の開示などはあるのでしょうか。うまくいっている時には問題ないと思うのですが、少し何か問題が出てきたという時には、こういう頻度で行っていますという結果は、どのような形でも結構ですので、きちんと保護者に伝わるようにしていただきたいと思います。検証の仕方自体、もう少し具体的に検証したりするべきだと思います。

吹田市:スーパーバイザーにつきましては、保育園の園長経験者を配置しております。現在は保育士の園長経験者だけですが、園長代理や校長経験者など今後変わることもあります。検証については、日々検証した内容をホームページ等に掲載することは困難だと思います。検証した内容については、附属機関に諮り、それを公表していくこととなっておりますので、どれくらい保護者の方に公開できるのかはわかりません。

保護者:資料1の1ページからですが、(2)令和2年4月当初、必要な指導員数が141人に対し44人も欠員と書かれておりますが、欠員が出ている状況を改善するために今年、仮に東佐井寺と西山田育成室を民間委託した場合、どれくらいの指導員が補充されていくのかということと、44人の欠員を抜本的に改善できるとは到底思えません。それと同時に、1ページ目の計画のところに全36か所のうち3分の1を目途に民間事業者への業務委託を進めていますと書かれておりますが、12か所を目途にと書かれている目途にはどれくらいの拘束力があるのか。現在10か所民間委託されていて、最後の2か所にプラスされたところで、市が危惧している44名もの欠員が補充されるとは到底思えません。やはり44名の欠員を埋めるための方策として、市が進めている民間委託というのは焼け石に水というより間違った方法ではないかと思っております。別の方法でないと44名の欠員は、到底解消できないのではないかと思っております。やり方が間違っています。

次に、3ページ目の(2)変わりませんのイの保育内容について驚いたのですが、仕様書等により、直営育成室と同等の水準を求め、履行状況を市の職員が巡回して点検しますと書かれておりますが、具体的にどれくらいの回数なのかということです。1年目の業者と2年目の業者が違うということをお答えいただいたのですが、過去10年間、10育成室が民営化されてどれくらいの回数行かれているかという数はわかると思いますので、実際いかれた回数を教えて欲しい。また、同等の水準というのはどのような水準な

のか具体的に教えてください。

次に、資料2の2ページ目、6指導員の配置等、(3)その他、ア留守家庭児童育成室の安定的な運営のため、指導員の安定的・継続的な雇用・配置に努めること、とありますが、文言が気になりまして、「努めること」と書かれていますが、努めさえすれば実現しなくてもよいのか、努力目標のような文言になっていると思います。例えば、条例としてきちんとした人数が定められていますが、今現在44人の欠員が出ている状態からその人数に達していなくても努めさえすればよいというように読み取れてしまいます。ここは(1)に書かれています「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」にきちんとした人数が明記されていると思いますので、その人数を必ず守ること、遵守することと書くべきだと思います。

次に、資料3の全体的なことですが、審査の基準を明記されており、これを点数化する際に難しい基準ばかりだと感じました。保護者の代表も2名選定委員に選ばれるので、誰かがこの役割を担わなくてはいけないのですが、1ページ1【一次審査用】、1 応募動機、審査の視点に「子どもの最善の利益を考慮することについての理解があるか。」ということについて、あるかないかということをどのように判断するのか、審査する人の価値観や主観でしか判断できず、その人の判断で高い点数や低い点数をつけられると思います。すごく点数の基準を示しにくい視点ばかりだと感じました。

次に、審査基準ですが、標準の直営育成室を 600 点の基準として、650 点以上とするということとしていますが、まず基準となる標準の育成室の 600 点の根拠を教えていただきたい。また、どれくらいの指導員の人たちが、どれくらい頑張っている育成室があるのか、標準の育成室があるのかが分かりませんので、それに対して 50 点プラスされていることが、すごいのか、当然なのか、それも分かりませんのでお示しいただきたいと思います。

吹田市:最初に御質問いただいた44人の欠員について、育成室は担任と補助員で運営しており、現在の東佐井寺育成室は2クラス、西山田は3クラスあり、来年度は3クラスずつの計6クラスになる見込みです。欠員44人のうち6人だと焼け石に水との御意見ですが、市としては委託のみで欠員の課題を解消しようとするのではなく、ほかの取組と併せて人員の確保に努めており、解消する一つの手法として進めているものです。12か所にどれほどの拘束力があるのかという御質問につきましては、当初の予定から年数が経過しており、受入児童数も予想よりも大幅に上回っている事情もありますので、12か所の委託が完了した後、今後どうするかという検討を行いますので、計画を変更する可能性もあります。また、別の手法で解決の糸口が見えてくる可能性もありますので、お答えすることが難しい状況です。

次に、巡回回数ですが、今、回数をお答えできる資料は持っておりませんが、初年度 につきましては、ほぼ毎日行かせていただいております。巡回は、市の担当者による巡 回とスーパーバイザーの巡回があり、別々に赴いておりますので、初年度の4月につき ましては、スーパーバイザーが 2、3日、市の担当職員が 20 日ほど現地に赴いております。トラブルや苦情がある場合は、その内容を考慮して判断しております。その後、徐々に減らしていき週1回程度になっていきます。スーパーバイザーにつきましては、初年度の4月について回数は多いですが、年間 10 回ほど巡回しており、その都度、報告書を作成しております。

次に審査の基準について、基本的には仕様書を満たしているかを確認することと、 スーパーバイザーについては、もっと踏み込んだ保育の内容を確認しております。

次に、資料2の2ページ目、6指導員の配置等、(3)その他について、「努めること」というところが不十分ではないかという御意見ですが、資料2の2ページ目、6指導員の配置等、(1)条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者を配置することとしておりますので、資格がある指導員が必ず必要になります。安定的・継続的な運営の観点から、初年度から配置される指導員が複数年いるということが安定的・継続的であると思いますが、資格を持っている指導員が毎月変わっているのであれば、安定的・継続的ではないと判断します。実際、そのようなことを望んでする事業者はありませんが、それぞれ事情があって辞められる指導員もいらっしゃいます。市が求めている基準や条例で定めている基準を明記しておりますので、義務付けている前提の下で、指導員が安定的に来てもらえるような表現としております。(1)のところに遵守することを入れることは可能だと思います。

次に、資料3の審査の基準について、どのように評価をするかということは難しいですが、以前はもう少し簡素であったものを、審査基準の判断が難しいという御意見もあり、現状の審査基準としております。もう少し表現の見直しが必要なのかと思いますが、一定の主観が入ってくるのではないかと思います。選定委員の方が来られて、評価していただくことで、それぞれの思いがあると思います。言われたことを一度検討してみたいと思います。

次に、基準点がなぜ 600 点ということですが、直営育成室の標準を 600 点としている ものであり、指導員を審査して 600 点だったということではありません。

- 保護者:吹田市にあります全ての育成室の標準が600点という標準はなんですか、という ことを聞きたいのです。標準の育成室の基準という標準は、何を持っての標準なのです かということを聞きたいのです。
- 吹田市:もし保護者の方が採点されるのであれば、現在の育成室の様子を基準にしていただけたらよいかと思います。選んでいただく選定委員の方は、現場に行かれていろいろ知っておられる方もいらっしゃいますが、直接、指導員から説明を受けて、それに基づいて標準的な育成室として判断していただくことになるものと考えております。
- 保護者: それはおかしいと思います。保護者以外の選定委員は、市の説明を受け、600 点を標準にされるということになります。また、主観が入るのは当然だと思いますが、逆に客観的に判断できる項目はいくつありますか。

吹田市:御指摘のことは、十分に理解できます。この項目の基準の中で、客観的な項目がいくつあるかということについては即答できませんが、そのようなことを含めまして、これまでの選定委員会の中では、学識経験者や教育関係者、保育関係者、小学校長などの人選をさせていただいております。たしかに、主観・客観のブレは当然ありますけれども、委員の中で客観的な判断できるような委員構成としています。保護者の方につきましては、そのあたりの判断が非常に難しいと思いますが、事業者から提出される資料やプレゼン資料から見て、御判断いただけたらと思っております。

保護者:2年生の保護者ですが、この選定の仕方自体が納得いかないと思っております。 書面でいいことを書いて、プレゼンでいいことを話して、それで通るということですが、今までよく10育成室も民間委託できたなと思っております。委託業者の施設を見に行くこと、また、育成室も選定委員が必ず見に行くこと。今年はコロナでいつもの育成室とは違う、これ以上によい育成室ということを話して、見てもらった上で、選定していただけないでしょうか。選定方法を検討していただきたいと思います。市の職員が見て、今、現在の育成室がどのようなものなのかご存じなのか、スーパーバイザーの方がいらして、直接、保護者に情報が伝わってきたのは、要支援の子が集団の中でうまく適応できているということを先生からお聞きした時だけです。年10回ほど来られていたらしいですが、保護者に伝わっていないような基準で順調かそうでないとか判断するのは厳しい内容だと思います。とりあえず、選定方法について御検討願いたいです。

吹田市:申し訳ありません。時間が限られておりますので、他にも御質問のある方にお聞きしまして11時15分を目途にお答えできる範囲内でお答えできればと思っております。質問のある方は、挙手願います。3名の方について、このあと質問をお受けします。その後に、保護者会からの質問を会長がお持ちだということですので、全て読み上げられますと時間に限りがありますので、会長から選んでいただけるのでしたら、時間の許す限りお答えさせていただきます。残りの分につきましては別の形でお返しするということにさせていただきます。

保護者: 先ほどの吹田市の基準の 600 点についてですが、600 点をつけているのに資料3 のように具体的な内容の基準を設けての 600 点ではなくて、日常実施しているものに対しての 600 点ということですか。

吹田市:そうです。600点は、指導員の配置を含む平均的な直営育成室の運営状況として おります。

保護者:細かいものではないということですか。

吹田市: 仕様書以上に細かい基準で採点してということではございません。

保護者:指導員というよりも、全体のことがあると思いますが、600点に対しての内訳というものはないですよね。

吹田市:平均的な評価ということで600点という設定をしております。資料3の配点の6割の点数にしております。

保護者:先ほどの質問に答えていただきありがとうございました。やはり、それを受けて 要望を出したいことが3点あります。

1点目が、プレゼンで主任指導員が来るように義務付けていただきたいです。その時 点で、その方と決まっていないと不安ですのでお願いします。

2点目が、なかなか主任指導員が決められないということは解るのですが、いつ確定になるのか、4月から実働するにも関わらず11月、12月にまだ決められていないということは、いつになったら決まるのか、いつ職員体制が決まるのか、やはりきちんと決まった上で保護者に説明をしていただけるように、1月、2月には決まっていないとおかしいのではないかと思います。

3点目につきましては、保護者の選定委員2名はこちらで決めさせていただいて、具体的にいつから参加することになるのか教えてください。

保護者:巡回の様子が知りたいということで、市としても記録として残しているということですので、昨年度でも結構ですので、巡回の記録を見せていただけないでしょうか。 どんな巡回をされているのか不安なので、具体的な内容として見せていただけないでしょうか。 しょうか。

次に、600点についてわからないのですが、そもそも選定委員の方々が学識経験者、教育関係者、会計、小学校長ということですけれども、留守家庭育成室がこれまでされていたということに対して、選定委員の方々に対して吹田市の今までされてきたことに対して、それを600点というのでいいのか解りません。どのように周知された上で判断されているのか教えていただきたいです。また、それを具体的により改善できることがあれば、それについても提案をいただきたいと思います。その中で、もしかしたら特別委員に入る保護者か他の委員に伝えないといけないことがあるかも知れませんけれども、当然、保護者よりも市の方の方が詳しいと思います。吹田市で行われている保育の在り方について、どのように教育関係者の方に伝えられているのか教えていただきたいと思います。スーパーバイザーの方の方がよく事情をご存じなのであれば、なぜその方が入られないのかと思います。そこについても確認したいですし、改善することがあれば改善していただきたいと思います。

保護者:業務委託契約書の保護者への開示は可能でしょうか。また、仕様書の不履行だと 開示しますか。業者と契約を結ぶ際、どのように結びますか。また、どの時点で、指導 員がいない場合とか約束を守っていないのにお金をもらうだけということについて伺い たいというご意見がありました。

育成室の今年度の予算と委託した来年度の予算は、直営と委託で変わるのか、人件費の割合がどうなのか、どのくらい市でコントロールできるような契約になっているのか教えてください。

また、余剰金が出た場合は返金してもらえるのか、業者が吸収するのか。最後に今回 2学級できるということで、6人の余剰ができると思います。引継ぎの際に1名ないし 2名が最大4人学級に残った場合、何のことかわからなくなると思います。今回コロナで不安になっている中で、やる理由がありますか。議会では了解を得られたかもしれませんが、もう一度、実際に進める側として本当にやる意味があるのか考え直して欲しいです。選定委員会も準備委員会も開催できていない状況で、今年度の検証もスタートしていない状態で、来年度もう一回するということは、コロナで大変な中でどこにエネルギーを使うのかをもう一回御判断いただけないでしょうか。私たちも、もし第三波が来た際には辞めて欲しいという用意もできておりますし、署名も用意できております。是非こんなにしんどいことをやめませんかということが最後のお願いです。子供たちもしんどいだけですのでよろしくお願いします。

吹田市:予算のことだけ説明させていただき、本日の説明会は終了させていただきます。 吹田市:1か所修正させていただきたいところがあります。クラスの担任6人とお答えさ せていただいたのですが、介助が必要なお子さんがいらっしゃる場合について指導員が 付く場合があります。その場合について6人プラスアルファと人数が変わる場合があり

ますことを訂正させていただきます。

予算の違いについてですが、市が計上する予算は基本的に委託も直営もほぼ変わりません。 予算を削減するために委託するものではありません。

保護者: それでしたら、法人の管理される部分があるということで、指導員に回る部分が 消えるということですね。

吹田市:今まで市がやっていたところの費用を指導員の人件費のほか法人の事務経費分と して計上しておりますので、その部分を含めて変わりませんということです。直営指導 員の平均的な給料よりも、法人には多く積算して委託料の設計をしております。

また、余剰金は法人によっては出ているのが現状ですが、業務委託に対する委託料で すので、返金してもらうような仕組みになっていません。

保護者:やり方によっては、すごく儲けることができる可能性があるということですか。 吹田市:現状、余剰金につきましては、法人の利益になっていく場合があると思います。 それに対しては、我々も検討しないといけない案件となっております。

吹田市:議事進行に御協力いただきありがとうございました。それではお時間になりましたので、本日の説明会を終わらせていただきます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。また、お聞きした御意見・御要望につきましては、検討して回答させていただきたいと思います。